

令和 6 年度 呉市水防計画の修正

【新旧対照表】

広島県水防計画の修正（R 6 . 5）に伴う修正

凡 例

- ××編

【●-●-●】

 : 該当する編, ページ
※ 広島県水防計画における該当ページは省略
- _____, : 修正箇所
- 県修正△△

 : 別添「資料 1 / ・ 広島県地域防災計画・ 広島県水防計画の修正（概要）」と連動

広島県水防計画		呉市水防計画						
修正前		修正後		修正前		修正案（危機管理課作成）		修正理由等
め, 想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2）。		め, 想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2）。						
(26) 高潮浸水想定区域 水位周知海岸について, 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し, 又は浸水を防止することにより, 水災による被害の軽減を図るため, 想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第 14 条の 3）。		(26) 高潮浸水想定区域 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し, 又は浸水を防止することにより, 水災による被害の軽減を図るため, 想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第 14 条の 3）。		高潮浸水想定区域 水位周知海岸について, 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し, 又は浸水を防止することにより, 水災による被害の軽減を図るため, 想定しうる最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14 条の 3）		高潮浸水想定区域 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し, 又は浸水を防止することにより, 水災による被害の軽減を図るため, 想定しうる最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14 条の 3）		
(27) （略）		(27) （略）						
第 1 章 総則		第 1 章 総則		第 1 章 総則 【水－1－5, 6】		第 1 章 総則 【水－1－5, 6】		県修正 32
1. 3 水防の責任等		1. 3 水防の責任等		1・2 （略）		1・2 （略）		【理由等】
(1) (略)		(1) (略)		3 水防の責任等		3 水防の責任等		水防管理団体（市町村等）の責任に
(2) 水防管理団体の責任		(2) 水防管理団体の責任		(1) 市の責任		(1) 市の責任		避難確保計画等の
①～⑧ （略）		①～⑧ （略）		ア～カ （略）		ア～カ （略）		助言・勧告が追記
⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表		⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表。		キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表		キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表。		されたことに伴う
（法第 15 条の 3）		要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）		（法第 15 条の 3）		要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）		修正
⑩～㉓ （略）		⑩～㉓ （略）		ク～ネ （略）		ク～ネ （略）		水防への協力が国土交通省から河川管理者（一級河川：国土交通大臣，二級河川：都道府県

広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
(3) 国土交通省の責任 <u>①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）</u> <u>②～⑫</u> （略） (4) 河川管理者の責任 <u>（新設）</u> <u>①</u> （略）	(3) 国土交通省の責任 <u>①～⑪</u> （略） (4) 河川管理者の責任 <u>①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）</u> <u>②</u> （略）	(2) （略） (3) 国土交通省の責任 <u>ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）</u> <u>イ～シ</u> （略） (4) 河川管理者の責任 <u>（新設）</u> <u>水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）</u>	(2) （略） (3) 国土交通省の責任 <u>ア～サ</u> （略） (4) 河川管理者の責任 <u>ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）</u> <u>イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</u>	知事，準用河川，普通河川：市町村長）に移行したことに伴う修正
第 1 章 総則 1. 5 安全配慮 洪水， <u>内水</u> ，津波又は高潮のいずれにおいても，水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。 避難誘導や水防作業の際も，水防団員自身の安全は確保しなければならない。	第 1 章 総則 1. 5 安全配慮 洪水， <u>雨水出水</u> ，津波又は高潮のいずれにおいても，水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。 避難誘導や水防作業の際も，水防団員自身の安全は確保しなければならない。	第 1 章 総則 【水－１－10】 6 安全配慮 洪水， <u>内水</u> ，津波又は高潮のいずれにおいても，水防要員自身の安全確保に留意して水防活動，避難誘導等を実施しなければならない。なお，水防関係対策部は，水防活動等における安全を確保するためのマニュアルの作成に努める。 また，水防要員自身の安全確保のために配慮すべき事項は，次のとおりである。	第 1 章 総則 【水－１－10】 6 安全配慮 洪水， <u>雨水出水</u> ，津波又は高潮のいずれにおいても，水防要員自身の安全確保に留意して水防活動，避難誘導等を実施しなければならない。なお，水防関係対策部は，水防活動等における安全を確保するためのマニュアルの作成に努める。 また，水防要員自身の安全確保のために配慮すべき事項は，次のとおりである。	県修正 33 【理由等】 用語の変更（内水→雨水出水）に伴う修正

広島県水防計画				呉市水防計画				
修正前		修正後		修正前		修正案（危機管理課作成）		修正理由等
第 3 章の 1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画）		第 3 章の 1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画）		呉市水防計画 【水－4－2】		呉市水防計画 【水－4－2】		県修正 34 【理由等】 広島地方気象台による注意報・警報の発表基準の変更（令和 6 年）に伴う修正
(別表 1)大雨注意報基準 令和 4 年 5 月 26 日現在		(別表 1)大雨注意報基準 令和 6 年 5 月 23 日現在		(大雨注意報発表基準) (新設)		(大雨注意報発表基準) 令和 6 年 5 月 23 日現在		
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
広島・呉	呉市	12	108	12	108	12	101	
(別表 3)大雨警報基準		(別表 3)大雨警報基準		(大雨警報発表基準)		(大雨警報発表基準)		
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
広島・呉	呉市	22	137	22	137	22	135	

広島県水防計画										呉市水防計画										
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等
(別表２)洪水注意報基準					(別表２)洪水注意報基準					(洪水注意報発表基準)					(洪水注意報発表基準)					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準					
広島・呉	呉市	黒瀬川流域=23.8 長谷川流域=3.7 野呂川流域=14.1 大谷川流域=5.2 二河川流域=13 中切川流域=7.5 中畑川流域=6.7 堺川流域=8.2	黒瀬川流域=(<u>8</u> ,19) 長谷川流域=(<u>5</u> ,3.6) 大谷川流域=(5,5.2) 中畑川流域=(5,6.7)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	広島・呉	呉市	黒瀬川流域=23.8 長谷川流域=3.7 野呂川流域=14.1 大谷川流域=5.2 二河川流域=13 中切川流域=7.5 中畑川流域=6.7 堺川流域=8.2	黒瀬川流域=(<u>9</u> ,23.8) 長谷川流域=(<u>6</u> ,3.6) 大谷川流域=(5,5.2) 中畑川流域=(5,6.7)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	黒瀬川流域=23.8 長谷川流域=3.7 野呂川流域=14.1 大谷川流域=5.2 二河川流域=13 中切川流域=7.5 中畑川流域=6.7 堺川流域=8.2	黒瀬川流域=(<u>8</u> ,19) 長谷川流域=(<u>5</u> ,3.6) 大谷川流域=(5,5.2) 中畑川流域=(5,6.7)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	黒瀬川流域=23.8 長谷川流域=3.7 野呂川流域=14.1 大谷川流域=5.2 二河川流域=13 中切川流域=7.5 中畑川流域=6.7 堺川流域=8.2	黒瀬川流域=(<u>9</u> ,23.8) 長谷川流域=(<u>6</u> ,3.6) 大谷川流域=(5,5.2) 中畑川流域=(5,6.7)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕					

広島県水防計画										呉市水防計画										
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等
(別表４)洪水警報基準					(別表４)洪水警報基準					(洪水警報発表基準)					(洪水警報発表基準)					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準					
広島・呉	呉市	黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3	黒瀬川流域=(<u>8</u> , 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	広島・呉	呉市	黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3	黒瀬川流域=(<u>9</u> , 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3	黒瀬川流域=(<u>8</u> , 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕	黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3	黒瀬川流域=(<u>9</u> , 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)	黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕					

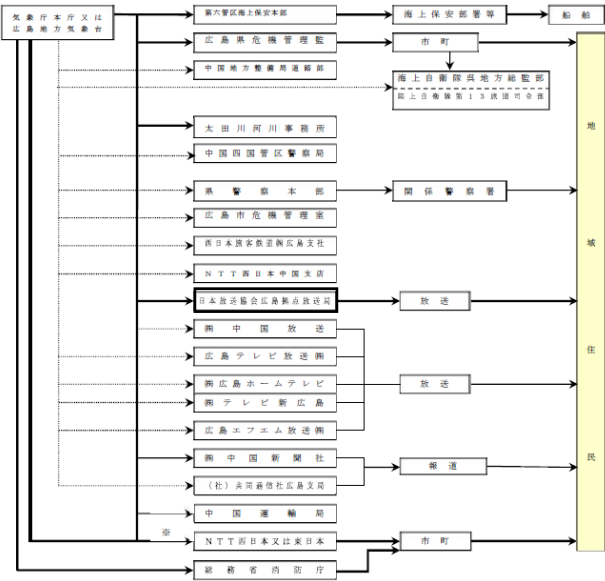
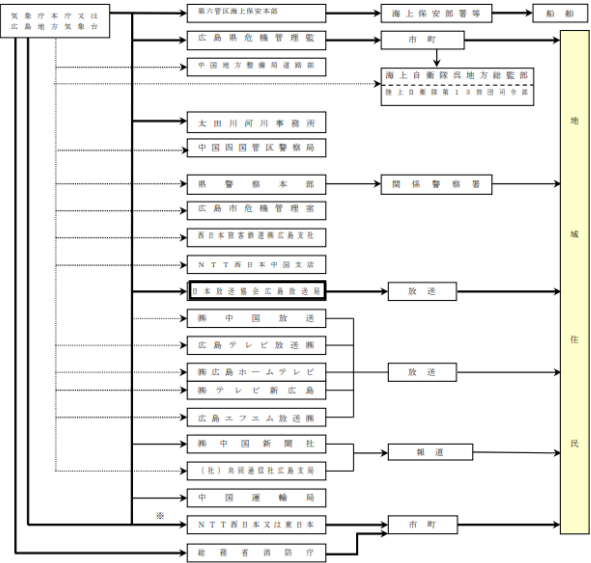
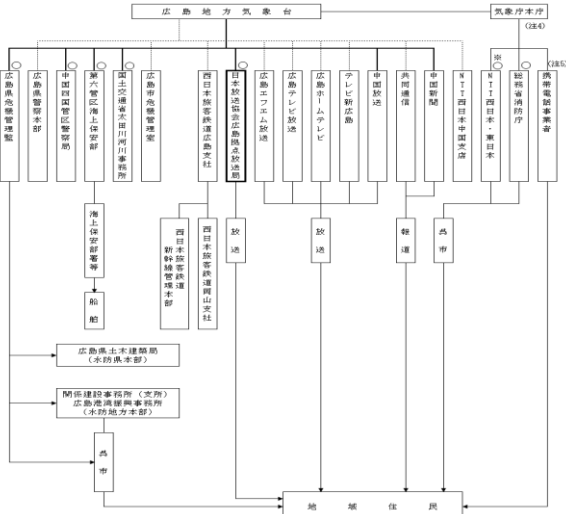
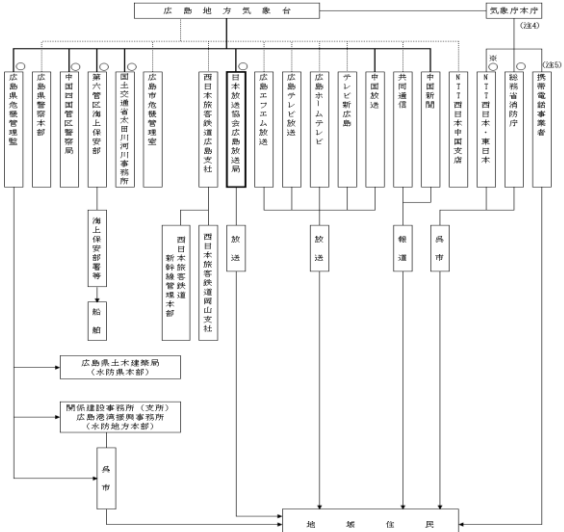
広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
第 3 章の 1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画） 第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編） （広島県地域防災計画） 第 2 節 災害発生直前の応急対策 第 1 項から第 1 項の 2 （略） 第 2 項 気象警報等の伝達に関する計画 1 （略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(2) （略） (3) 種類及び発表の基準 ア （略） イ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容 （ア） （略） （イ）発表基準・解説・発表される津波の高さ等 a 津波警報等 <u>（表）</u>	第 3 章の 1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画） 第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編） （広島県地域防災計画） 第 2 節 災害発生直前の応急対策 第 1 項から第 1 項の 2 （略） 第 2 項 気象警報等の伝達に関する計画 1 （略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(2) （略） (3) 種類及び発表の基準 ア （略） イ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容 （ア） （略） （イ）発表基準・解説・発表される津波の高さ等 a 津波警報等 <u>（表）</u>	呉市水防計画 【水－4－4】 第 4 章 予報及び警報 1 気象庁が行う予報及び警報 (1) 気象台が発表又伝達する注意報及び警報	呉市水防計画 【水－4－4】 第 4 章 予報及び警報 1 気象庁が行う予報及び警報 (1) 気象台が発表又伝達する注意報及び警報	県修正 35 【理由等】 気象庁の津波に係る注意報及び警報の発表基準等の変更に伴う修正

広島県水防計画										呉市水防計画														
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等				
種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ		種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ		種類	発表基準	解説	予想される津波の高さ		種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ						
			数値での発表（	定性的表現での発表				数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表				数値での発表（	定性的表現での発表				数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表					
大津波警報（津波特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	・大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ・沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ・津波は繰り返し襲ってきます。	10m超（10m<__	巨大	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超（10m<予想される津波の最大波の高さ）	巨大	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	・大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ・沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ・津波は繰り返し襲ってきます	10m超（10m<__	巨大	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超（10m<予想される津波の最大波の高さ）	巨大					
			__高さ）					10m（5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m）					10m（5m<__					10m（5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m）						
			5m（3m<__					5m（3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）					5m（3m<__					5m（3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）						

広島県水防計画										呉市水防計画														
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等				
		・警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。					_____					す。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。					_____							
津波警報	予想される津波の_____高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	・津波による重大な被害が発生します。 _____	3 m	高い	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	_____（1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m） _____低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全			津波警報	予想される津波の_____高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	・津波による被害が発生します。 _____	3 m（1 m < _____高さ ≤ 3 m）	高い	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	_____（1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m） _____低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全		高い					

広島県水防計画										呉市水防計画												
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等		
		な場所へ避難してください。 ・津波は繰り返し襲ってきます。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。				な場所へ避難してください。						な場所へ避難してください。 ・津波は繰り返し襲ってきます。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。					な場所へ避難してください。					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で	・海の中や海岸付近は危険です。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、	1m (0.2m≦高さ≦1m)		津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、	1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で	・海の中や海岸付近は危険です。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、	1m (0.2m<高さ≦1m)		津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、	1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)			

広島県水防計画										呉市水防計画											
修正前					修正後					修正前					修正案（危機管理課作成）					修正理由等	
	あ	っ	海	か		あ	っ	海	か		あ	っ	海	か		あ	っ	海	か		
	て	、	ら	離		て	、	ら	離		て	、	ら	離		て	、	ら	離		
	津	波	て	く		津	波	て	く		津	波	て	く		津	波	て	く		
	に	よ	さ	い。		に	よ	さ	い。		に	よ	さ	い。		に	よ	さ	い。		
	る	災	・	潮		る	災	・	潮		る	災	・	潮		る	災	・	潮		
	害	の	れ	が		害	の	れ	が		害	の	れ	が		害	の	れ	が		
	お	そ	い	状		お	そ	い	状		お	そ	い	状		お	そ	い	状		
	れ	が	続	き		れ	が	続	き		れ	が	続	き		れ	が	続	き		
	あ	る	ま	す		あ	る	ま	す		あ	る	ま	す		あ	る	ま	す		
	場	合	で	、		場	合	で	、		場	合	で	、		場	合	で	、		
			注	意				注	意				注	意				注	意		
			報	が				報	が				報	が				報	が		
			解	除				解	除				解	除				解	除		
			さ	れ				さ	れ				さ	れ				さ	れ		
			る	ま				る	ま				る	ま				る	ま		
			で	入				で	入				で	入				で	入		
			っ	た				っ	た				っ	た				っ	た		
			り	、				り	、				り	、				り	、		
			海	岸				海	岸				海	岸				海	岸		
			に	近				に	近				に	近				に	近		
			づ	い				づ	い				づ	い				づ	い		
			た	り				た	り				た	り				た	り		
			し					し					し					し			
			な	い				な	い				な	い				な	い		
			よ					よ					よ					よ			
			う	に				う	に				う	に				う	に		
			し					し					し					し			
			て	く				て	く				て	く				て	く		
			だ					だ					だ					だ			
			さ	い。				さ	い。				さ	い。				さ	い。		

広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
第3章の1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画） 第2節 災害発生直前の応急対策 第1項から第1項の2 （略） 第2項 気象警報等の伝達に関する計画 1 （略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(3) （略） (4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の機関に通知する。 (ア)伝達機関 （略） (イ)伝達方法 (図表中) 日本放送協会広島拠点放送局 	第3章の1 災害応急対策（基本編） （広島県地域防災計画） 第2節 災害発生直前の応急対策 第1項から第1項の2 （略） 第2項 気象警報等の伝達に関する計画 1 （略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(3) （略） (4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の機関に通知する。 (ア)伝達機関 （略） (イ)伝達方法 (図表中) 日本放送協会広島____放送局 	呉市水防計画 【水－4－7】 第4章 予報及び警報 1 気象庁が行う予報及び警報 (1) 気象台が発表又伝達する注意報及び警報（略） (2) 警報等の伝達経路及び手段 警報等の伝達経路及び手段は次のとおり (図表中) 日本放送協会広島拠点放送局  注 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、太線は防災情報提供システム専用線、点線は副次的な経路である。 (副次的な経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。) 2 ○印は、「気象警報伝達に規定されている伝達経路」である。 3 ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。 4 「津波警報・注意報」については、気象庁から伝達する。 5 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 6 市内部の伝達方法は、呉市職員防災メールで通知する。	呉市水防計画 【水－4－7】 第4章 予報及び警報 1 気象庁が行う予報及び警報 (1) 気象台が発表又伝達する注意報及び警報（略） (2) 警報等の伝達経路及び手段 警報等の伝達経路及び手段は次のとおり (図表中) 日本放送協会広島____放送局  注 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、太線は防災情報提供システム専用線、点線は副次的な経路である。 (副次的な経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。) 2 ○印は、「気象警報伝達に規定されている伝達経路」である。 3 ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。 4 「津波警報・注意報」については、気象庁から伝達する。 5 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 6 市内部の伝達方法は、呉市職員防災メールで通知する。	県修正 36 【理由等】 指定公共機関である日本放送協会の組織改編に伴う修正

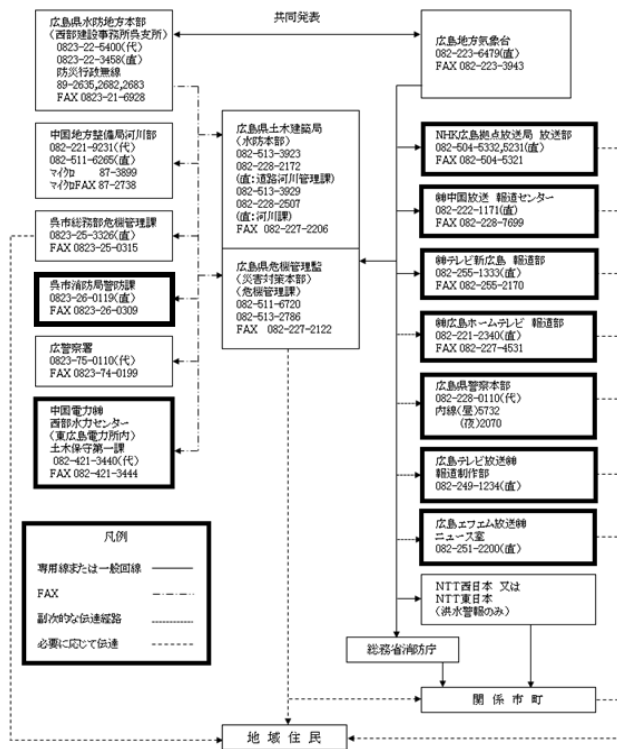
広島県水防計画		呉市水防計画														
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等												
第 4 章 予報及び警報 4. 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、<u>避難のための立退きの勧告又は指示</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。 <table><tr><td>発表者</td><td>基準</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>【別表第 9】</td></tr><tr><td>広島県</td><td>【別表第 10】</td></tr></table> 別表第 10 洪水予報の種類等と発表基準（県）	発表者	基準	国土交通省	【別表第 9】	広島県	【別表第 10】	第 4 章 予報及び警報 4. 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、<u>避難情報発令</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。 <table><tr><td>発表者</td><td>基準</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>【別表第 9】</td></tr><tr><td>広島県</td><td>【別表第 10】</td></tr></table> 別表第 10 洪水予報の種類等と発表基準（県）	発表者	基準	国土交通省	【別表第 9】	広島県	【別表第 10】	第 4 章 予報及び警報 【水－4－8】 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) 種類及び発表基準 知事は、知事が指定した河川について洪水予報を発したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 また、<u>避難のための立退きの指示の発令に資するため、知事が指定した河川については</u><u>知事から、</u><u>市長にその通知に係る事項を通知する。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	第 4 章 予報及び警報 【水－4－8】 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) 種類及び発表基準 知事は、知事が指定した河川について洪水予報を発したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 また、<u>知事が指定した河川について通知をした知事は</u><u>、避難情報発令の判断に資するため、</u><u>市長にその通知に係る事項を通知する。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	県修正 37 【理由等】 表現の変更（立退きの指示→避難情報）に伴う修正
発表者	基準															
国土交通省	【別表第 9】															
広島県	【別表第 10】															
発表者	基準															
国土交通省	【別表第 9】															
広島県	【別表第 10】															

広島県水防計画						呉市水防計画					
修正前			修正後			修正前		修正案（危機管理課作成）			修正理由等
種類	情報名	発表基準	種類	情報名	発表基準	種 類	発表基準	種類	情報名	発表基準	県修正 38 【理由等】 警戒レベルを踏まえた各情報の発表基準に表を修正 ※洪水警報・洪水注意報には、警戒レベルを冠さない。（広島地方気象台からの指摘により修正、県にも情報共有済み）
【警戒レベル 5 相当情報】 「氾濫発生情報」		・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	【警戒レベル 5 相当情報】 「氾濫発生情報」		・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	【警戒レベル 5 相当情報】 「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	
		<u>（新設）</u>			<u>・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。		【警戒レベル 4 相当情報】 「氾濫危険情報」	・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	
	【警戒レベル 4 相当情報】 「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき		【警戒レベル 4 相当情報】 「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。		「氾濫危険情報」		
【警戒レベル 3 相当情報】 「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」		・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	【警戒レベル 3 相当情報】 「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」		・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。			・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	
【警戒レベル 2】 「洪水注意報（発表）」又は	【警戒レベル 2 相当情報】 「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続して	【警戒レベル 2】 「洪水注意報（発表）」又は	【警戒レベル 2 相当情報】 「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続して			「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	【警戒レベル 2 相当情報】 「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位	

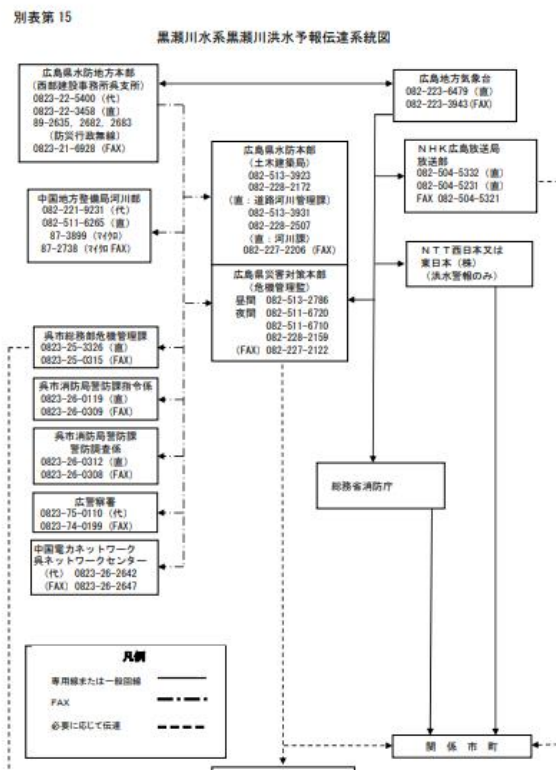
広島県水防計画						呉市水防計画					
修正前			修正後			修正前		修正案（危機管理課作成）		修正理由等	
「洪水注意報」		いるとき ・避難判断水位に到達したが，水位の上昇が見込まれないとき	「洪水注意報」		いるとき ・避難判断水位に到達したが，水位の上昇が見込まれないとき				未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが，水位の上昇が見込まれないとき		
【警戒レベル2】 「洪水注意報（警報解除）」	【警戒レベル2相当情報】 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に，避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に，水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	【警戒レベル2】 「洪水注意報（警報解除）」	【警戒レベル2相当情報】 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に，避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に，水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）		「洪水注意報（警報解除）」	【警戒レベル2相当情報】 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に，避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に，水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）		
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報，氾濫危険情報，氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に，氾濫注意水位を下回り，氾濫のおそれがなくなったとき	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報，氾濫危険情報，氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に，氾濫注意水位を下回り，氾濫のおそれがなくなったとき		「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報，氾濫危険情報，氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に，氾濫注意水位を下回り，氾濫のおそれがなくなったとき		
第4章 予報及び警報			第4章 予報及び警報			第4章 予報及び警報 【水－4－9】		第4章 予報及び警報 【水－4－9】		県修正 39 【理由等】 県水防計画と同様に，洪水予報の伝達経路図を修正	
4. 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) ・(2) (略) (3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報			4. 2 洪水予報河川における洪水予報 (1) ・(2) (略) (3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報			2 洪水予報河川における洪水予報 (1) ・(2) (略) (3) 洪水予報の伝達経路及び手段 黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段は，次のとおりである。 (図表中)		2 洪水予報河川における洪水予報 (1) ・(2) (略) (3) 洪水予報の伝達経路及び手段 黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段は，次のとおりである。 (図表中)			
水系名	河川名	発表担当事務所	連絡系統	水系名	河川名	発表担当事務所	連絡系統	水系名	河川名	発表担当事務所	連絡系統
黒瀬川	黒瀬川	西部建設事務所	【別表第15】	黒瀬川	黒瀬川	西部建設事務所	【別表第15】				
別表第 15 黒瀬川水系黒瀬川洪水予報伝達系統図			別表第 15 黒瀬川水系黒瀬川洪水予報伝達系統図								

広島県水防計画

修正前



修正後

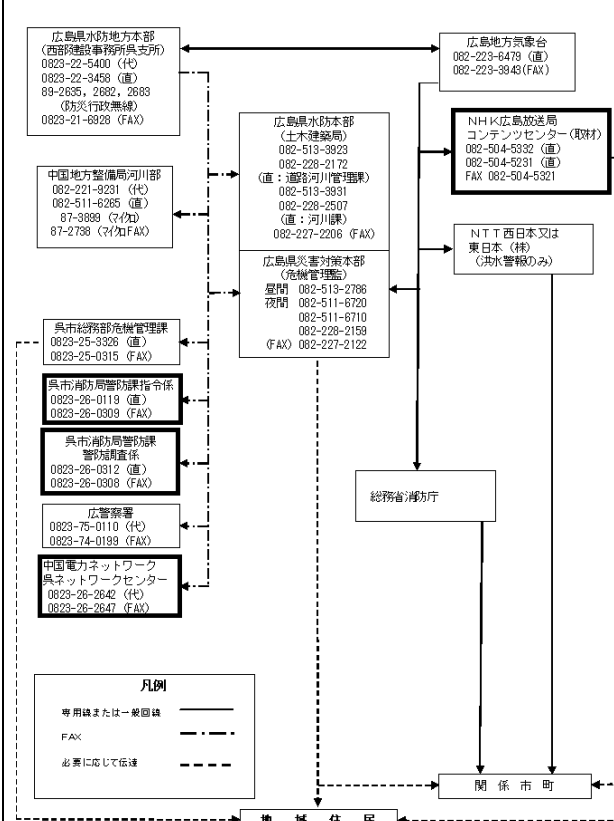
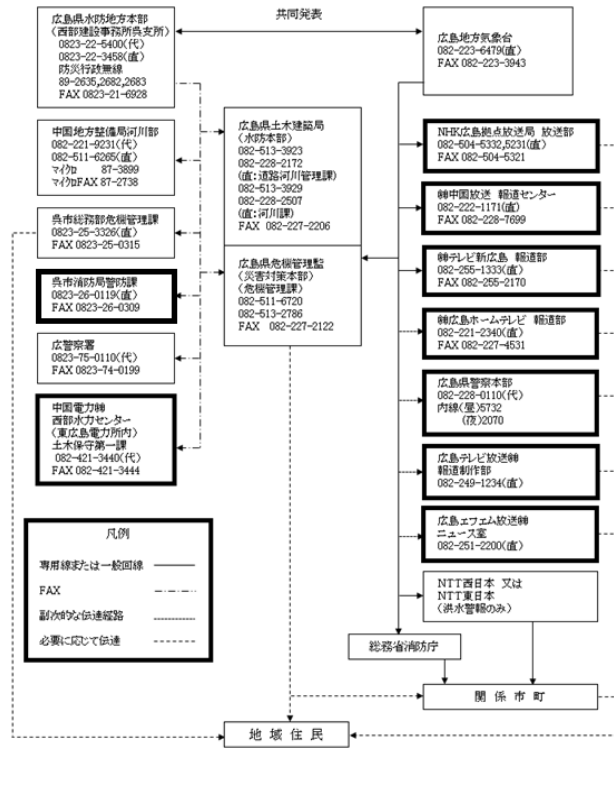


(注) 広島地方気象台からの伝達経路には気象庁本庁からの伝達経路も含む。

呉市水防計画

修正案（危機管理課作成）

修正理由等



(注) 副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいい、web とメールにより情報を入手する事が出来る。

(注) 広島地方気象台からの伝達経路には気象庁本庁からの伝達経路も含む。

(表中文字情報の拡大)

呉市消防局警防課 _____
0823-26-0119(直)
0823-26-0309(FAX)

(新設)

NHK広島拠点放送局
放送部

中国電力(株)西部水力センター
(東広島電力所内) 土木保守第一課

(表中文字情報の拡大)

呉市消防局警防課指令係
0823-26-0119(直)
0823-26-0309(FAX)

呉市消防局警防課警防調査係
0823-26-0312(直)
0823-26-0308(FAX)

NHK広島____放送局
コンテンツセンター(取材)

中国電力ネットワーク(株)
呉ネットワークセンター

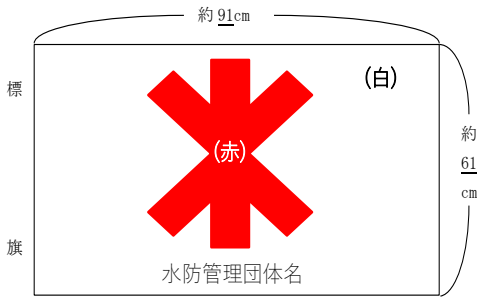
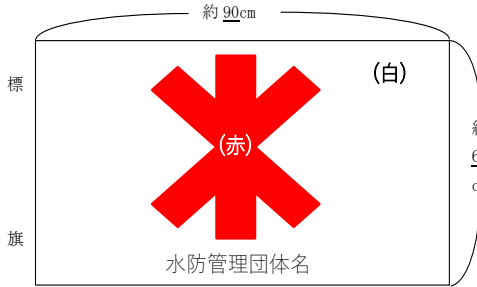
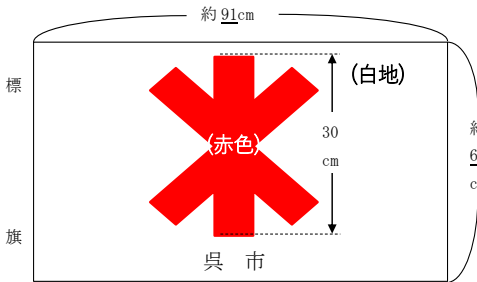
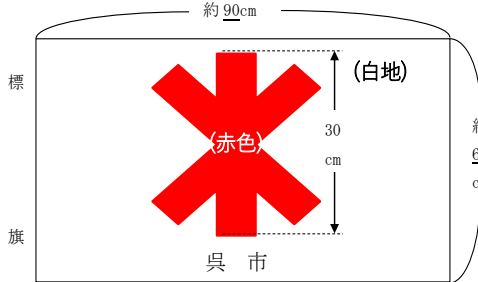
広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
		<u>082-421-3440(代)</u> <u>FAX082-421-3444</u> <u>(株)中国放送 報道センター</u> <u>082-222-1171(直)</u> <u>FAX082-228-7699</u> <u>(株)テレビ新広島 報道部</u> <u>082-255-1333</u> <u>FAX082-255-2170</u> <u>(株)広島ホームテレビ 報道部</u> <u>082-221-2340 (直)</u> <u>FAX082-227-4531</u> <u>広島県警察本部</u> <u>082-228-0110(代)</u> <u>内線(昼)5732</u> <u>(夜)2070</u> <u>広島テレビ放送(株)</u> <u>報道制作部</u> <u>082-249-1234(直)</u> <u>広島エフエム放送(株)</u> <u>ニュース室</u> <u>082-251-2200(直)</u> 凡例 <u>副次的な伝達経路</u>	<u>0823-26-2642(代)</u> <u>0823-26-2647 FAX</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 凡例 (削除)	
第 4 章 予報及び警報 4. 3 水位周知河川における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事	第 4 章 予報及び警報 4. 3 水位周知河川における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事	第 4 章 予報及び警報 【水－4－10】 3 水位周知河川における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 知事は、知事が指定した河川_____について、水位が氾濫危険水位(法	第 4 章 予報及び警報 【水－4－10】 3 水位周知河川における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 _____知事が指定した河川（黒瀬川上流, 二河川, 野呂川）について、水位が氾濫危険水位(法	県修正 40 【理由等】 表現の変更（立退きの指示→避難情報）に伴う表現の

広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
第 4 章 予報及び警報 4. 5 水位周知海岸における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 知事は、知事が指定した海岸について、 _____ 水位が<u>高潮氾濫危険水位</u>（法第 13 条の 3 に規定される<u>高潮特別警戒水位</u>）に達したときは、 _____ その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。 また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、<u>避難のための立退きの勧告又は指示</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。 <u>高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</u> <u>高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	第 4 章 予報及び警報 4. 5 水位周知海岸における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 知事は、知事が指定した海岸について、<u>基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位</u>（法第13条の3に規定される _____ 水位）に達したときは、<u>高潮氾濫発生情報を発表し、</u>その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。 また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、<u>警戒レベル5 緊急安全確保の発令</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。 _____ <u>高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知すること。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	第 4 章 予報及び警報 【水－4－13】 5 水位周知海岸における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 <u>知事は、</u>知事が指定した海岸について、 _____ 水位が<u>高潮氾濫危険水位</u>（法第 13 条の 3 に規定される<u>高潮特別警戒水位</u>）に達したときは、 _____ その旨を当該海岸の水位を示して _____ 水防管理者及び量水標管理者に _____ <u>通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u> <u>また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の発令に資するため、市長にその通知に係る事項を通知する。</u> <u>高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</u> <u>高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	第 4 章 予報及び警報 【予－4－13】 5 水位周知海岸における水位到達情報 (1) 種類及び発表基準 _____ 知事が指定した海岸について、<u>基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位</u>（法第13条の3に規定される _____ 水位）に達したときは、<u>高潮氾濫発生情報を発表され、</u>その旨を当該海岸の水位を示して、<u>知事から水防管理者及び量水標管理者、並びに、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断に資するため、市長に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、 _____ 一般に周知される。</u> _____ _____ _____ _____ <u>高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除が発表され、関係機関等へ通知される。</u> 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。	県修正 42 【理由等】 避難情報の変更（勧告の廃止）に伴う表現の修正併せて、主語の混乱を整理して修文

広島県水防計画				呉市水防計画												
修正前		修正後		修正前				修正案（危機管理課作成）				修正理由等				
種類	発表基準	種類	発表基準	種類	発表基準			種類	発表基準			県修正 43 【理由等】 高潮氾濫危険情報（レベル4）の廃止に伴う，高潮氾濫発生情報（レベル5）の発令・解除の基準の修正				
高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき。	(削除)		高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき。			(削除)								
高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。 _____ _____ _____ _____ _____	高潮氾濫発生情報	_____ ・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合	高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。 _____ _____ _____ _____ _____			高潮氾濫発生情報	_____ ・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合							
高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回ったとき。 _____ _____ _____ _____ _____	高潮氾濫発生情報解除	_____ _____ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと，氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合	高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回ったとき。 _____ _____ _____ _____ _____			高潮氾濫発生情報解除	_____ _____ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと，氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合							
第6章 気象予報等の情報収集				第6章 気象予報等の情報収集				第6章 気象予報等の情報収集【水－6－1】				第6章 気象予報等の情報収集【水－6－1】	県修正 44 【理由等】 ウェブサイトを確認できる情報の追加・修正			
気象予報，雨量，河川の水位，潮位，波高等については，以下のウェブサイトでパソコンや_____携帯電話から確認することができる。 (1) 気象情報 気象庁 _____ _____ ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/				気象予報，雨量，河川の水位，潮位，波高等については，以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン，_____携帯電話から確認することができる。 (1) 気象情報 気象庁 ・あなたの街の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/ ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning				気象予報，雨量，河川の水位，潮位，波高等については，以下のウェブサイトでパソコンや_____携帯電話から確認することができる。 (1) 気象情報 気象庁 _____ _____ ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/				気象予報，雨量，河川の水位，潮位，波高等については，以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン，_____携帯電話から確認することができる。 (1) 気象情報 気象庁 _____ _____ ・気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/				

広島県水防計画		呉市水防計画									
修正前	修正後	修正前				修正案（危機管理課作成）				修正理由等	
・アメダス https://www.jma.go.jp/jp/amedas/ ・レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻） https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/ ・高解像度降水ナウキャスト https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/ ・洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html ・大雨警報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html	・アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund	情報		気象注意報・警報	http://www.jma.go.jp/jp/warn/	情報		気象注意報・警報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning		
				アメダス	http://www.jma.go.jp/jp/amedas/			アメダス	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas		
				レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）	http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/			（削除）			
				（高解像度降水ナウキャスト）	https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/			雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/		
(2) 雨量・河川水位 国土交通省 ・川の防災情報 【PC・スマートフォン版】 http://www.river.go.jp/	(2) 雨量・河川水位 国土交通省 ・川の防災情報 【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://www.river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	雨量・河川水位	国土交通省	（洪水警報の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html	雨量・河川水位	国土交通省	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood		
				（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html			浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund		
				川の防災情報	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/			川の防災情報	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/		
				海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）	（略）			海の防災情報（全国港湾海洋波浪	（略）		
(3) 潮位・波高 国土交通省 ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網） 【PC版】（略） 【スマートフォン・携帯版】（略）	(3) 潮位・波高 国土交通省 ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網） 【PC版】（略） 【スマートフォン・携帯版】（略）	潮位・	国土交通省	海の防災情報（全国港湾海洋波浪	（略）	潮位・	国土交通省	海の防災情報（全国港湾海洋波浪	（略）		

広島県水防計画		呉市水防計画											
修正前		修正後		修正前				修正案（危機管理課作成）				修正理由等	
国土交通省防災情報提供センター ・潮位情報リンク（略） 気象庁 ・潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/jp/choi/ ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html （新設） （4）広島県 ・広島県防災Web http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/ ・洪水ポータルひろしま https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/ ・広島県河川防災情報システム https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/		国土交通省防災情報提供センター ・潮位情報リンク（略） 気象庁 ・<u>潮位観測情報</u> https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel ・<u>海洋の健康診断表</u> https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html （4）広島県 修正なし		波高		情報網）	（略）	波高		情報網）	（略）		
					国土交通省防災情報提供センター	潮位情報リンク	（略）		国土交通省防災情報提供センター	潮位情報リンク	（略）		
					気象庁	潮位観測情報	http://www.jma.go.jp/jp/choi/		気象庁	潮位観測情報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel		
						海洋の健康診断表・波浪に関するデータ	http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html			海洋の健康診断表	https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html		
										波浪に関するデータ	https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html		
				水位，雨量及び潮位	広島県	<u>広島県防災情報システム</u>	http://sys.bosai.pref.hiroshima.jp	広島県	（削除）				
						広島県防災ウェブ	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp		広島県防災ウェブ		http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/		
						（新設）			<u>洪水ポータルひろしま</u>		https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/		
						（新設）			<u>広島県河川防災情報システム</u>		https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/		

広島県水防計画		呉市水防計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
第 10 章 水防活動 1 0 . 6 避難のための立退き ①洪水，津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは，知事，その命を受けた県の職員又は水防管理者は，必要と認める区域の居住者_____に対し，避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	第 10 章 水防活動 1 0 . 6 避難のための立退き ①洪水，津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは，知事，その命を受けた県の職員又は水防管理者は，必要と認める区域の居住者，<u>滞在者その他の者</u>に対し，避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	第 10 章 水防活動 【水－10－3】 6 避難のための立退き (1) 洪水，津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは，水防管理者は，必要と認める区域の居住者_____に対し，避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	第 10 章 水防活動 【水－10－3】 6 避難のための立退き (1) 洪水，津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは，水防管理者は，必要と認める区域の居住者，<u>滞在者その他の者</u>に対し，避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	県修正 45 【理由等】 立退き指示の対象者の追加
第 11 章 水防信号，水防標識等 11. 2 水防標識 (1)知事の定める水防のために出動する車両の標識は，次のとおりとする。 (図表中) 縦 約 <u>61</u> c m 横 約 <u>91</u> c m 	第 11 章 水防信号，水防標識等 11. 2 水防標識 (1)知事の定める水防のために出動する車両の標識は，次のとおりとする。 (図表中) 縦 約 <u>60</u> c m 横 約 <u>90</u> c m 	第 11 章 水防信号，水防標識等【水－11－2】 3 水防標識 (1) <u>法 18 条に規定された</u>水防のために出動する車両の標識は，次のとおりとする。 (図表中) 縦 約 <u>61</u> c m 横 約 <u>91</u> c m 	第 11 章 水防信号，水防標識等【水－11－2】 3 水防標識 (1) <u>知事の定める</u>水防のために出動する車両の標識は，次のとおりとする。 (図表中) 縦 約 <u>60</u> c m 横 約 <u>90</u> c m 	県修正 46 【理由等】 水防標識の仕様の修正